

皆様、お元気でお過ごしのことと思います。2月3日は節分ですね。節分という言葉は「季節を分ける」、「季節の変わり目」という意味が含まれているそうです。今月7日から冬季オリンピック、ソチ五輪が開幕します。メダル総数10個で過去最多だった長野五輪を超えるメダルを高梨沙羅選手や平野歩夢選手たちに期待しましょう。さて、いよいよワールドカップ(W杯)イヤーである今年はサッカーを愛する人々にとって特別な1年となります。グループAからグループHまで32チームがそれぞれ国を代表しての戦い。日本はグループC、4チームで戦います。第1節は6月15日コートジボワール戦、第2節6月20日ギリシャ戦、第3節6月25日、コロンビア戦です。日本は勝ちあがってどこまで進めるでしょうか。今から楽しみです。がんばれニッポン! 中村

～経営者のための退職金制度があります～

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

加入できる方

- 常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業にあっては5人)以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- 常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢または役員を退職した場合に掛金の納付月数・総額に応じ共済金を受け取れます。

・毎月の掛金

○掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内(500円きざみ)で自由に設定できます。また、加入後増額することもできます。

・税制面のメリット

○その年に納付した掛金は、全額が課税対象所得から控除できます。

○一括して受け取られる共済金は退職所得、10年15年で受け取られる分割共済金については公的年金など同様の雑所得として取り扱われます。

なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

・無担保・無保証人で事業資金などを貸付け(契約者貸付制度)

○納付した掛金総額の範囲内で事業資金などの貸付け(一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け)を受けることができます。

・加入方法

○最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に申込金(1カ月分の掛金相当)を添えて申し込んでください。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 共済相談室

TEL 050-5541-7171 URL <http://www.smrj.go.jp/skyosai/>

(山中、中山、森)

建設業Q&A

Q: 新規で許可申請したところ、専任技術者が以前勤めていた会社の国家資格者として登録されているので、受け付けられないと言われたのですが。

A: 経營業務の管理責任者、専任技術者、国家資格者等は、名義貸し等の不正防止のため、建設業情報管理システムに、氏名等が登録され、全国ベースで管理されています。このため以前の勤務先での登録が残っている場合は、システムチェックで重複が確認されるので申請書は不受理となります。以前の勤務先で廃業届、削除届等適正な処理を行った上で、再度申請することとなります。(森)

稲荷社とキツネ

2月の最初の午の日に稲荷神社で行われる祭礼が初午です。稲荷神社は商売繁盛の神様として有名です。さらに稲荷神社といえばキツネがおなじみですが、キツネが神様ではありません。これはキツネを神様の使いとする俗信がもとになっています。キツネは霊的な動物と考えられていたのです。稲荷神社はもともとは、五穀豊穡の神様を祀る神社でしたが、江戸時代に商売繁盛も含め、広く庶民の信仰を集めました。京都市伏見区にある伏見稲荷大社が日本各所にある神道上の稲荷神社の総本社となっています。(森)